

合併浄化槽の普及促進に向け 支援を強化しています

上板町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、対象区域内で合併処理浄化槽を設置する方に対して、工事費の一部を補助する補助金制度を設けています。

合併処理浄化槽を設置される計画のある方で、浄化槽工事を令和6年2月28日までに完成できる見込みで、完成時、上板町に住所を有する方は、下記の希望届により申込みください。

なお、補助金の交付は、予算枠内において先着順にて行いますので、あらかじめご了承ください。

記

申込期間：令和5年11月30日まで

申 込 先：上板町環境保全課 電話：694-6813

浄化槽設置整備補助金（撤去費補助）交付希望届

申込日 令和 年 月 日

補助希望者	〒住所： 氏名： 電話番号：	転入 予定日	令和 年 月 日
浄化槽 設置場所	〒771-13 徳島県板野郡上板町		
浄化槽 人 槽	人槽	家族人員	名
新 設 ・ 転換の別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 ・ 転換（単独浄化槽） ・ 転換（汲み取り槽） 		浄化槽設置 住宅延べ面積
浄化槽 設置請負 業者等	〒住所： 業者名： 電話番号： 担当者・設備士名		

★10月1日は「浄化槽の日」です。

★裏面もご確認ください。

上板町浄化槽設置整備補助金交付希望届注意事項

1. 申込み期間は週毎に希望届を受付し、該当者に内示をします。
～週末締切～ 午前8時30分より午後5時まで、土日祝日は除く。
 ※受付期間内でも、希望基数が予算額に達した週で受付を終了します。
 ※また、受付期間終了時に予算額に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。
2. 合併処理浄化槽の計画設置基数は、国、県の予算採択枠内において限定実施します。
3. 補助対象となる浄化槽は、国の定める国庫補助指針等に適合し、機能保証登録された小型合併処理浄化槽(10人槽以下)とします。
4. 浄化槽は、一般専用住宅及び店舗等兼用住宅に設置するものに限り、ただし、兼用住宅は延面積の概ね1/2以上を住居に供するものであることとします。
5. 申込み者の補助金交付決定・不決定の内示については、希望届け提出の翌週以降に文書で連絡します。「補助金交付申請書」の提出は、内示通知以後にご提出ください。
6. 補助金交付決定より前に浄化槽工事に着工した場合は、補助金の対象になりません。
7. 補助金は、別表1の定める額を限度とします。
8. 郵送やメール便等での申し込みは、消印ではなく上板町役場への配達日を受付日としますので、配達日にはご注意ください。

別表1 補助限度額

人槽	新設補助限度額	転換補助限度額
5人槽	169,000円	332,000円
6～7人槽	207,000円	414,000円
8～10人槽	276,000円	548,000円

撤去費補助（部分撤去等は補助の対象外）

人槽	撤去補助限度額
10人槽以下	120,000円

撤去費補助限度額が、令和4年度90,000円から30,000円増額し、令和5年度は120,000円となっています。

別表2 浄化槽清掃（汚泥）許可業者

業者名	住所	電話番号
有限会社マルシンクリーン	板野郡板野町川端字鶴ヶ須 31-1	672-0515
松茂清掃社有限会社	板野郡松茂町中喜来字群恵 192-1	699-2710
吉野清掃社	阿波市吉野町西条字地免 149-3	696-2495
アサン環境センター株式会社	板野郡上板町西分字西須賀 24-1	694-3326

注) 浄化槽内に溜まったスラムや汚泥などの引き出し及び装置の洗浄は、上板町長が許可した上記業者と委託契約を結んでください。

なお、保守点検においては、徳島県知事が許可した業者と委託契約を結んでください。